

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

佐賀厚生年金 事案 1241

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月31日から同年9月1日まで
昭和47年3月にA事業所に就職し、現在も勤務している。転勤はしたものの、継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録、B社からの回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和49年9月1日にA事業所からC社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和49年7月の社会保険事務所（当時）の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和49年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場

合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 11 日から 42 年 9 月頃まで
② 昭和 42 年 12 月 21 日から 46 年 2 月 1 日まで

A社では退職する前の3年間ほど、役員をした。年金事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、覚えのない健康保険給付の記録が記載してあったり、オンライン記録では、当初事業所名称が違っていたので、年金事務所の記録は自分の記録ではないのではないかと疑問を持った。

その後、B事業所に勤務している時に、C社を手伝ってほしいと知り合いから頼まれ、B事業所を2か月ほどで退職して、C社に勤めたと記憶するので、厚生年金保険の記録に数年間の空白期間があることに納得できない。

申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録により昭和40年3月23日から42年8月20日までA社において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚は「申立人は自分が入社した時にも、退職した時にも勤務していた。」と供述している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は昭和38年3月15日付けでA社に係る雇用保険被保険者資格を取得し、41年3月10日付けで離職していることが確認でき、同記録は国（厚生労働省）の記録と符合している。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和38年3月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41年3月11日に同資格を喪失していることが確認でき、申立期間に申立人が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことを示す記録は確認できない。

また、A社の後継事業所であるD社の元代表取締役は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等を保管していないため、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の有無については不明である旨回答している。

さらに、当時の同僚からも、厚生年金保険料控除等に関する具体的な供述を得ることはできない上、申立人も申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料を所持しておらず、申立人が申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、C社の元事業主は、申立人が昭和43年頃から管理職として同社に勤務していたと記憶する旨供述している上、オンライン記録において、申立人と同日の46年2月1日から同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「既に勤務していた申立人の紹介で同社に入社した。」と供述していることから、入社日の特定はできないものの、申立人が同社において、同年2月1日以前から勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記同僚は、「自分は昭和45年1月か2月頃から勤務し始めた」と記憶する。」と供述していることから、C社では、申立期間当時、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、C社の元事業主は、同社は既に廃業しており、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、申立期間当時は、父が経理全般を、母が届出事務を担当しており、兩人とも故人であることから当時の届出については不明である旨供述している。

さらに、当時の同僚からも、厚生年金保険料控除等に関する具体的な供述を得ることはできない上、申立人も申立期間②の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人が申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1243

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月頃から 58 年 10 月 21 日まで
昭和 55 年 6 月頃から A 社に勤務し、同年 9 月 21 日付けの辞令、賞状等から申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、申立期間の厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令、賞状、社内報及び同僚の供述から、申立人が、申立期間のうち昭和 55 年 9 月 21 日以降、A 社に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、A 社が保管する従業員名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 58 年 10 月 21 日と記載されており、雇用保険の記録においても同日に被保険者資格を取得したことが確認できる上、この記録は厚生年金保険の記録と一致している。

また、A 社 B 営業所で一緒に勤務したと申立人が供述する同僚の同社に係る厚生年金保険の加入記録を確認することはできない上、同社 C 支店で一緒に勤務したと申立人が記憶する別の同僚は、「昭和 58 年初め頃に同社 D 支店に入社し、その後申立人と一緒に同社 C 支店で一緒に勤務したが、厚生年金保険の加入記録はそれより遅い 59 年 10 月 21 日となっている。」と供述している。

さらに、A 社は申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人も申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできな

い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1244 (事案 301 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

昭和 37 年 5 月 1 日の A 社の社会保険適用から、39 年 7 月 1 日まで同社に勤務していたにもかかわらず、37 年 7 月以降の厚生年金保険の記録がないのは納得できないので、第三者委員会に記録訂正を求め申し立てたが、平成 21 年 2 月に記録の訂正はできない旨の通知を受けた。

今回、同僚二人の氏名を思い出したので再調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社における申立人の上司及び同僚等 11 人に聴取したが、申立人の勤務状況等について、具体的な供述が得られないこと、ii) 同社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等、申立人の当該期間に係る勤務状況が確認できる資料は無く、社会保険の手続を行っていた事業主は死亡しているため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことの確認ができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間について、新たな資料等の提出は無いものの、同僚二人の氏名を思い出したので、再調査してほしい旨申し立てているが、申立人が記憶する同僚二人は、いずれも申立期間の一部において、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、同僚の一人は、申立人が在籍していたことを記憶していない旨供述しており、別の同僚一人は、申立人が在籍していたことは記憶しているが、申立人の入社時期及び退職時期については記

憶していない旨供述しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、申立人の主張を確認できる具体的供述を得ることができない。

また、申立人が記憶する前述の同僚二人は、いずれもA社における自身の厚生年金保険加入記録について相違無い旨供述している。

これらのことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。